

水産政策審議会資源管理分科会資源管理手法検討部会の設置について

1. 設置の趣旨

漁業法に基づく資源管理措置の円滑な実施に関し調査審議するため、水産政策審議会資源管理分科会に、資源管理手法検討部会を置くこととする。

【参考】水産政策審議会令（平成13年政令第230号）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6（略）

2. 部会の委員及び特別委員の選任

部会の委員及び特別委員は、分科会の委員及び特別委員から、分科会長が指名する。